

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法は基より、その根幹である「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ各種リサイクル法に基づき、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものである。

また、「第3次宝塚市環境基本計画」の実施計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するものである。

循環型社会形成のための法体系図を図1-1に示す。

また、図1-2に本計画の位置付けを示す。

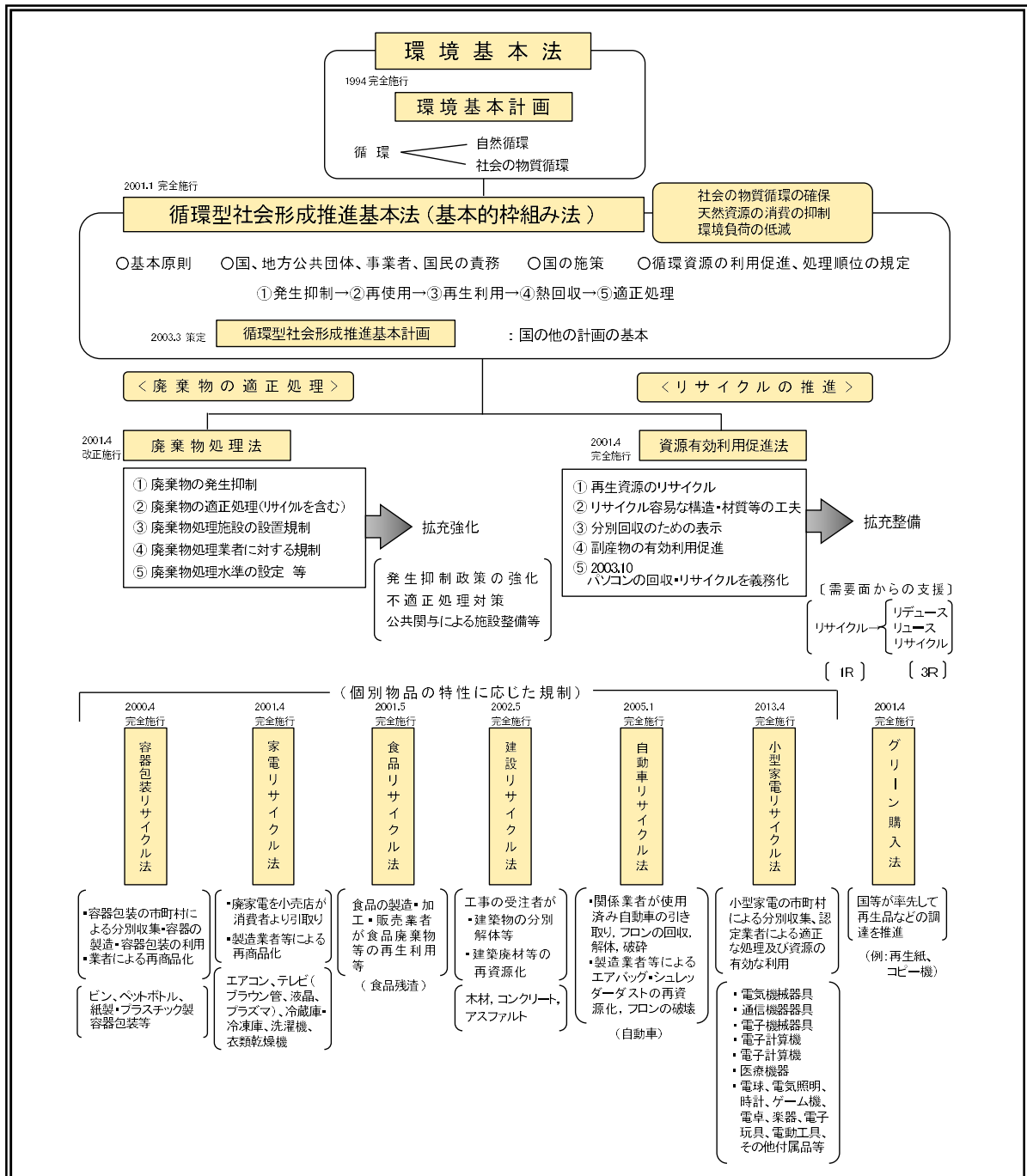


図1-1 循環型社会形成のための法体系図

第5次宝塚市総合計画

【めざす将来都市像：市民の力が輝く 共生のまち 宝塚】

～住み続けたい、関わり続けたい、訪れてみたいまちをめざして～

- ◇災害に強く、安全でいつまでも快適に住み続けることができるまちづくり
- ◇すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり
- ◇子どもたちが健やかに成長し、そして、すべての人々の人権が尊重される心豊かなまちづくり
- ◇都市の景観が美しく調和し、花や緑に包まれた、環境にやさしいまちづくり
- ◇個性と魅力にあふれ、文化の薫り高く、にぎわいと活力に満ちたまちづくり

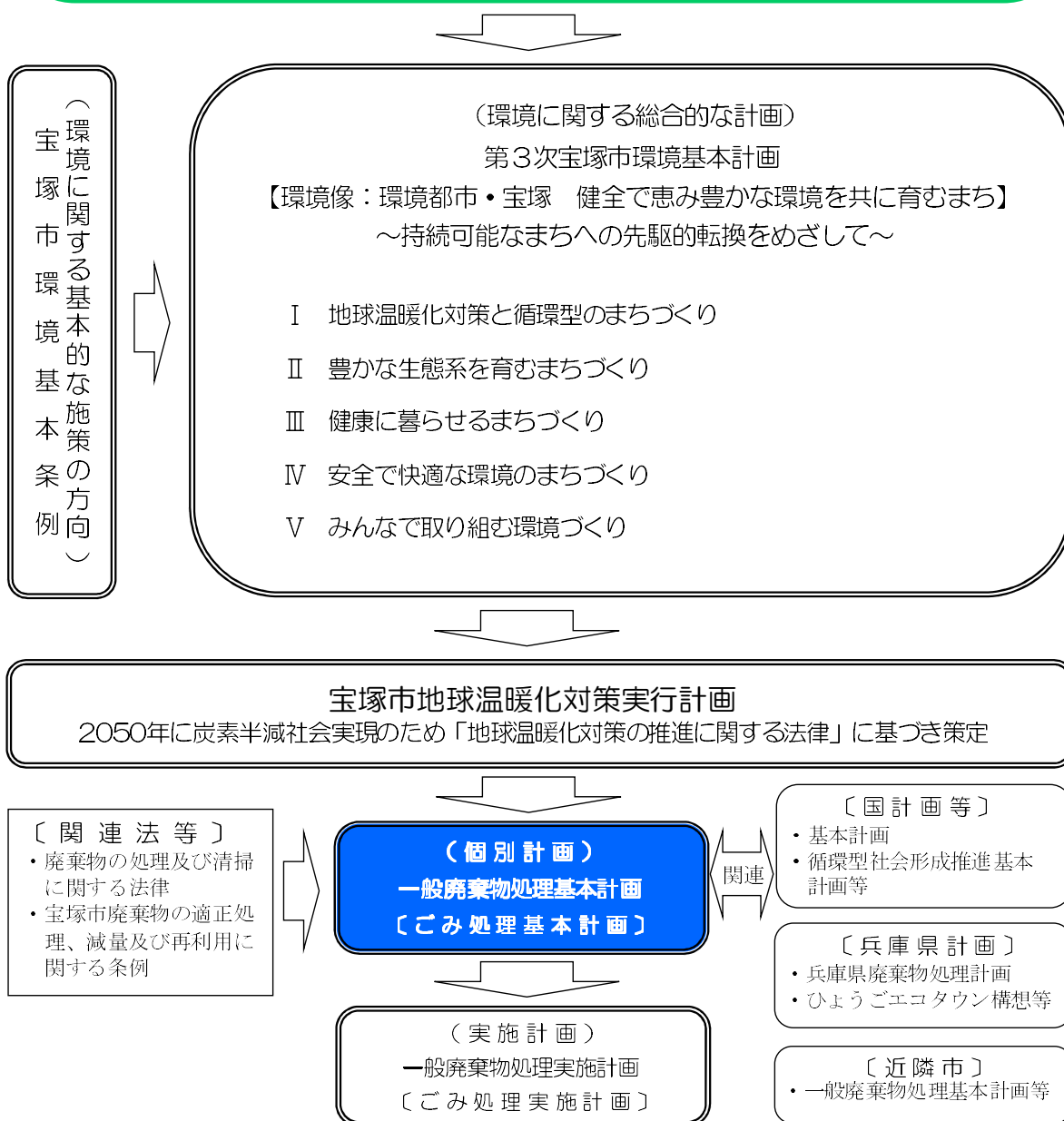


図1-2 本計画の位置付け